

室 報



国立台湾大学正門 (旧台北帝国大学正門)

◀目次▶

女性に対する暴力反対の声を上げる男たち —ホワイトリボン・オーストラリアの事業戦略— …… 2	辺野古に新基地はいらない! 沖縄の民意 …… 9
『障害をとまなう人々の就労をめぐる問題』…… 5	新研究員紹介 …… 11
台湾人の脱植民地化と「親日」…… 6	書評『未来を切り拓く市民性教育』…… 12

女性に対する暴力反対の声を上げる男たち

—ホワイトリボン・オーストラリアの事業戦略—

多賀 太

2015年3月17日、「男性対象のジェンダー政策をめぐる先進事例の比較研究」の一環として、オーストラリアのシドニーにある「ホワイトリボン・オーストラリア」(WRA)のナショナルオフィスを訪問した。



WAR幹部と日本の訪問団

「ホワイトリボンキャンペーン」とは、男性から女性への暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な啓発運動である。1991年にカナダで始まり、現在50か国以上に広がっていると言われている。日本でも2012年からこの流れを汲む「ホワイトリボンキャンペーン・KANSAI」が活動しており、筆者もその設立当初から運営に携わっている。

オーストラリアは、世界中でホワイトリボンキャンペーンが最も成功を収めている国の1つであるとされている。2014年度末までに、人口約2,300万人のオーストラリア国民の75%がこの活動について知っており、WRAのホームページで女性に対する非暴力の誓いの署名をした人数は約16万人にもものぼる。約11万人の子どもたち（半数以上が男子）と約8万5千人の雇用労働者たち（3分の2以上が男性）が、WRAが提供する非暴力研修プログラムの修了認定を受けており、男性の政治家や芸能人、さらには軍隊やプロフットボールチームといった最も「男性的」な組織までもが、啓発活動に全面的に協力している。WRAは、こうした啓発活動に2014年度で年間約270万オーストラリアドル（執筆時で約2億6000万円）を支出しており、その経費の約9割を、個人や企業からの寄付、啓発グッズの売り

上げや興行収入といった、公的助成金以外の民間からの出資でまかなっている。

「男性から女性への暴力」という問題設定のもとでは、男性は、直接の被害者にはなりえないため、どうしても問題意識が薄れがちになる。それに加えて、男である自分が責められているようで居心地が悪いのでなるべくこの手の問題には関わりたくないという男性も少なくない。それなのに、ワイルドでマッチョなイメージでとらえられがちなオーストラリアの男性たちの間で、なぜWRAはこれほどまでに成功を収めることができたのか。これは、男性学を研究する筆者にとって最も不可解な謎の1つであり、かねてより、一度WRAの幹部に直接会ってその成功の秘訣を尋ねたいと考えていた。

今回幸いにも、WRA研究部門の主任を10年間務め、現在はウーロンゴン大学の男性学研究センター長であるマイケル・フラッド (Michael Flood) 博士の仲介のおかげで、WRA幹部との面会が実現した。CEO（最高経営責任者）は休暇中だったが、2名の経営幹部と3名の専門管理職が面会に応じ、WRAの経営と取り組みについて2時間にわたって詳しく説明してくれた。そこからは、WRA成功の鍵が、正攻法の周到な経営戦略と、男性たちの心をうまくとらえた独自の戦略の2点にあることが見えてきた。

WRAは、2007年に財団となってまだ7年しか経っていない新しい団体であるが、2011年と2014年の2度にわたって全国レベルでの中期事業展開計画を策定しており、それに伴う運営組織の拡大再編を行っている。その結果、収入規模は格段に増大し、着実に実績が上がってきたという。訪問時、WRAの運営組織は、無報酬の理事8名と、有給の事務局員20名（フルタイム15名、パートタイム5名）で構成されており、幹部や管理職には、経営、資金調達、研究、研修プログラム、企業対応、メディア対応など、各分野のプロが雇われていた。事務局組織の効果的な分

業体制とそれを支えるメンバーの専門性の高さには目を見張るものがある。

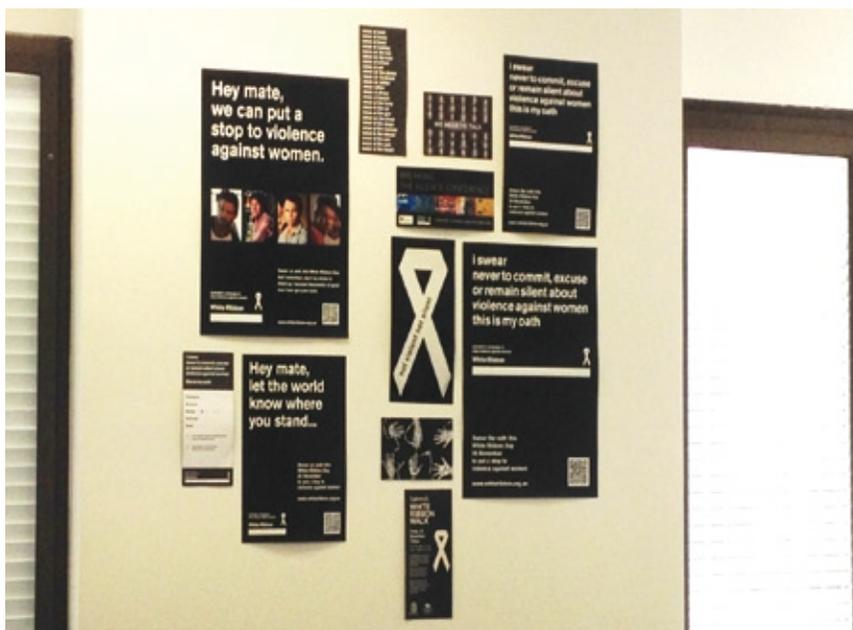
啓発や事業展開に用いる各種の手法も卓越している。事業全体の成功は、政府・自治体、企業、メディアの三者をどれだけ味方につけることができるかに大きく左右されるため、WRAではこの点を常に重視しているという。また、啓発メッセージをシンプルでわかりやすくすることや、統計を用いて理性に訴えるメッセージ（例「女性の3人に1人が知人から身体的または性的な暴力を受けたことがある」）と感情に訴えるメッセージ（例「被害者は私たち男性の妻、姉妹、母、娘、友人たちなのです」）を効果的に組み合わせるという手法も非常に有効だという。最も印象的だったのは支援者の新規開拓のための「営業」手法である。たとえば、プロスポーツチームに支援を依頼する際には、スポーツ選手が女性に対する暴力を起こしてスキャンダルになった場合のチームの経済的損失額を試算し、それをチームの経営者に示す。そうすれば、彼らは危機感を抱き、リスクマネジメントとチームのイメージアップのために、積極的に選手たちを啓発事業に派遣してくれたり、寄付をしてくれたりするのだという。

上記はいずれも、多かれ少なかれあらゆる企業や非営利団体に共通して利用可能な汎用性の高い手法だと思われる。しかし他方で、男性か

ら女性への暴力をなくすことに男性が率先して取り組むという、ホワイトリボンキャンペーン固有のミッションと密接に関わるユニークな戦略を積極的に用いていることも明らかになった。いわば「男心をくすぐる」作戦である。

WRAでは、そのブランドイメージ戦略において、積極的に「マスキュリンな（男らしい）イメージを利用しているという。たとえば、トレードマークのリボンにしても、イギリスや日本のそれが丸みを帯びたデザインになっているのに対して、オーストラリアのそれはより角張ったデザインになっている。また、ホームページやパンフレットから啓発グッズやスタッフの名刺にいたるまで、WRAが作成するあらゆる表現物は、黒地に白抜きゴシック体文字でデザインが統一されている。オーストラリアの男性たちが黒地に白抜き文字と聞いて真っ先にイメージするのは隣国ニュージーランドのラグビー・ナショナルチーム「オールブラックス」であろうことをふまえると、彼らがこうしたデザインから極めてマスキュリンなイメージを受け取っていることは想像に難くない。

また、啓発メッセージの「送り手」側と「受け手」側の両方の男性たちの心をうまくとらえた仕組みだと思われるのが「アンバサダー」（大使）制度である。これは、女性への暴力防止に関わる見識、態度、経験、活動などにおいて一



WARのオフィスに掲示されていた啓発ポスターとパンフレット

定の基準を満たした男性だけに「ホワイトリボン・アンバサダー」の称号を与え、職場や学校などでの啓発活動のリーダーとして活動してもらう制度である。一般に、男性たちは、こうした名誉ある肩書きに「弱い」。この肩書きにあこがれることで、女性への暴力に関する実態について学び、その防止に向けて公の場で語る「送り手」側の男性が増えていくのであれば、そうした手法を使わない手はないだろう。他方で、女性に対する暴力の話が女性からされると耳を塞ぎがちな「受け手」側の男性たちが、同性の男性アンバサダーから語りかけられることによって少しでもこの問題に関心を持つようになるのであれば、それもまた望ましいことに違いない。

男性から女性への暴力の根底には、男性優位を本質とする既存のジェンダー観へのとらわれがあるのだから、男性から女性への暴力をなくすには、まずは既存の「男らしさ」の問い直しが必要なのであって、男性たちによる既存の「男らしさ」へのとらわれを前提としてそれを利用するWRAのようなやり方は、ジェンダー平等を目指す運動としては本末転倒であるとの意見もあろう。確かにそれは正論である。しかし、正論を突きつけたところで、男性たちが関心を持たず、男性たちが変わろうとしなければ、社会運動として成功とは言えない。逆に、既存の「男らしさ」の再生産に部分的に荷担しているのだ



WRAナショナルオフィスがあるノース・シドニー地区

としても、女性に対する暴力という非常に深刻な問題の解決につながる変化のきっかけを男性たちに与えることができるのであれば、あえてそうした戦略を用いることも、実践論としては許されてよいのではないだろうか。

WRAは決して女性を排除しているわけではない。理事、経営幹部、専門管理職いずれの構成員にも複数の女性が含まれているし、啓発メッセージの発信やイベントの運営を支える「アドボケイト」という役は性別を問わず務めることができる。つまり、男女で協力し合い、女性の視点を運営に活かしながらも、より多くの男性たちを運動に巻き込んでいくために、戦略的に、一部で男性のみを前面に立たせたり、既存の「男らしさ」を利用したりしているのである。

女性に対する暴力をなくすことに限らず、女性の地位向上やジェンダー平等のために、男性や男児はいかなる役割を果たすことができるのか。これは今や、国連女性の地位向上委員会の重要なアジェンダの1つとなっている。日本では、政府の第3次男女共同参画基本計画の基本分野の1つとして「男性、子どもにとっての男女共同参画」が掲げられてきたものの、依然として男性たちのジェンダー問題への関心は女性に比べて低いままである。WRAのパワフルでユニークな取り組みは、日本のジェンダー平等をめぐる政策や社会運動に多くのヒントを与えてくれるように思える。

(文学部教授)

参考資料

White Ribbon Australia ホームページ<http://www.whiteribbon.org.au/> (2015年5月15日確認)

White Ribbon Australia Annual Report 2013-14

追記：本稿は、JPSS科研費26570018の助成を受けた研究成果の一部である。

『障害をともなう人々の就労をめぐる問題』

加戸 陽子

「一人暮らしがしてみたい」、「お給料でお母さんに母の日のプレゼントを買ってあげたい」、「家族みんなを焼肉ディナーに招待したい」など、成人となった障害を抱える人たちから、社会人としてのさまざまな願いを耳にすることがある。次の給与の使い道をあれこれと楽しみに考え、家族を喜ばせたいという気持ちと、そのようなことができるという自信や誇りが感じられる瞬間である。しかし、現在の障害をともなう人々の就労支援には課題も多い。

2015年5月8日に行われた人権問題研究室研究学会では、障害者の自立に向けた支援にたずさわっている障害者問題研究班の姜博久氏より、『障害者の就労支援/自立支援の現状と課題』という演題で話題提供があった。

近年、障害者の法定雇用率の改定（2013年）、障害者権利条約の批准（2014年）、障害者雇用納付金制度適用事業主の拡大（2015年）など、障害者の就労をめぐる、制度の見直しが図られつつある。こうした取り組みの成果として、厚生労働省により公表された平成26年の雇用障害者数は43万1,225.5人と、前年度に比し、5.4%（22,278.0人）の増加、実雇用率は前年比1.82%増（0.06ポイント増）と上昇傾向にある。しかし、統計資料上の数値以上に重要なことは就労の継続である。一人ひとりの抱える障害特性や当事者を取りまく家族の状況は多様であり、安定した就労が容易ではない場合がある。安定的な就労の継続のためには、障害特性と職場とのマッ

チングや、雇用主のみならず同僚にも理解を得るためのサポート、障害者自身の生活状況や職場への適応状況の確認、再就職支援、ジョブコーチなどの支援スタッフ育成といった就労後の細やかなフォローアップ体制充実の重要性が強調された。

福祉的就労をとりまく現状についてもいくつかの指摘がなされた。特に福祉的就労の就労継続支援A型事業では、民間企業の参入によって職種の選択肢が増加し、個人の能力や症状に応じた就労が可能となり、働く機会の増大につながっている反面、個々の利用者が抱える障害特性や適性などが十分に考慮されていない最低就労時間や業務内容など、いくつかの問題もあげられている。本来これらの事業は福祉的支援の一環であることを前提とし、個別のニーズに配慮した就労環境の提供による社会的自立に向けたサポートが行われなければならない、適正な運用に向けてのチェック体制の整備が望まれる。

また、当事者やその家族は就労支援制度の複雑さゆえに、「就労形態の選択肢が分からない」、「利用しているサービスの詳細が把握しづらい」、「就労支援や相談支援など支援機関が多岐にわたり混乱が生じている」との問題点もあげられた。

現行の制度には、支援を利用する当事者やその関係者の視点が不十分であると思われ、当事者が理解できるような改善がなされていくことが重要である。

2016年からの改正障害者雇用促進法では「合理的配慮」の提供が義務となり、事業主による当事者らの個別ニーズにもとづく適切な労働環境整備が不可欠となる。合理的配慮の提供による生産性の向上と収益増大の健全なビジネスモデルとなりうる事業所による積極的な情報発信が期待される。

（文学部准教授）



姜氏(右)と司会の加納幹事(左)

台湾人の脱植民地化と「親日」

熊谷 明泰

台湾の歴史記述

本研究室での調査研究で、2015年2月24日から3月2日まで台北市を訪れる機会を得た。韓国の「反日」を念頭におきつつ、台湾人（本省人）の「親日」について考えてみる旅だった。

まず、台湾の言語問題にも詳しい呉文星先生（国立台湾師範大学名誉教授）を訪ねた。呉先生は福建省漳州から移住したご先祖から数えて18代目とのこと。お孫さんは子供同士では閩南語で話すことはない、やや寂しげな御様子だった。閩南語（「閩」は古代からの福建省の地域名）は福建省南部の漢語系のことばだが、大陸の漢語方言としての位置付けを嫌い、台湾人はこれを台湾語、福佬語（河洛語）などと呼ぶ。

台湾人の「親日」についてお聞きすると、最初の返答は「複雑」だというもので、要するに日本の統治が台湾を近代化させた点は高く評価するが、差別され、屈辱感を味わった植民地統治を容認するものではないという。

呉先生は国民中学教科書『認識台灣（歴史編）』（台湾を知る、1997年）の主要な執筆者でもある。これは、「領」《領有する》を用いて「清朝時期」を「清領時期」と言い換え、「撫」《占拠する》を用いた「日撫時期」を「日治（日本統治）時期」と言い換えるなど、外省人主導の「中国化」（祖国化）から本省人主導の「本土化」（台湾化）へと大きく舵を切った教科書だった。なお、韓国では日帝による不法な国権篡奪だとして韓国併合条約（1910年）を認めず、植民地期を「日帝強占（強制占領）期」と呼んでいる。

『認識台湾』は、日本統治下で三大陋習（纏足、辮髪、阿片）が廃止され、時間厳守・遵法精神・公衆衛生の近代的観念が確立されて台湾社会が近代化し、また交通運輸・通信の改善、農業改革の推進、糖業の発展、工業化などにより、経済が発展したことも淡々と記述している。

「国語」については、「日本語はとくに台湾人の生活言語になったわけではなく、台湾を「二

言語併用」の社会にしたというだけに過ぎない。台湾人は終始日本語を外国語と見做していたため、その習得は同化を意味していない」とし、更に「日本語はかえて、台湾人が近代的知識を吸収するための主要な道具となり、台湾社会の近代化を促進した」と記述している。

一方、韓国の歴史教育では、民族主義史観に基づいて日本による植民地統治はすべてが否定的に扱われてきた。日帝は朝鮮からあらゆる財を収奪し、朝鮮の経済発展を奇形化させ、「国語」（日本語）の普及は朝鮮語の発展を抑圧し、民族語の純粋性を汚したと否定的にしか論じられない。先ほどのユネスコでの「明治日本の産業革命遺産」登録に際して、韓国が朝鮮人徴用工を奴隷的「強制労働」の犠牲者と断定した態度は、こうした歴史観と軌を一にするものである。

2つの「国語」間言語紛争

今日、台湾居住民の構成は福建省南部出身の閩南人（閩南語、73.3%）、広東省北部出身の客家人（客家語、12%）、原住民（オーストロネシア諸語、1.7%）、および外省人（1945年以後、国民党とともに台湾に移り住んだ大陸各地の人々とその子孫、13%）となっている。

日清戦争によって台湾を譲渡させた日本は、すぐさま台湾に兵を送り征服戦争を始めた。その際100余名の北京官話通訳が同行したが、北京官話が話せる住民はほとんどおらず、役に立たなかった。当時台湾では、互いに通じない閩南語、客家語、原住民語が「各説各話」（各々の言語を各々が話す）の状態にあった。

その後、台湾総督府が実施した教育によって、1945年には初等学校就学率は80%、日本語普及率は75%に達したともいわれ、アジアでは日本本土に次いで非常に高い就学率、識字率を示していた。植民地時代に普及した「国語」（日本語）は、台湾で互いに言葉が通じないエスニックグループ間の共通言語となり、統治者（日本人）

集団に対して、全ての台湾居住民を一つに束ねるエスニシティが日本語を核に形成された。

日本の敗戦後、すでに植民地時代に「国語」が何かを理解していた台湾住民は、新たな「国語」（北京官話）を受容しうる素質を有していた。このため、日本統治時代の「二等国民」ではなく、政治的平等が保障された「解放国民」になれると期待して、「国語」（北京官話）学習熱が沸き起こった。しかし、この期待はすぐに失望へと変わる。台湾人にとっての「光復」は、実は日中戦争での敵＝国民党に対する「降伏」であることを思い知らされることになった。

米軍の庇護のもと台湾総督府から台湾を接收（10月25日）した国民党は、日本語・日本文化のもとで「奴隷化」した台湾人に祖国（中国）への忠誠心の証しとして「国語」（北京官話）の習得を求めたが、その本音は「国語」ができないことを口実に、本省人を権力機構や公営企業から排斥するところにあった。国民党は、まず公文書、新聞、雑誌、ラジオ放送での日本語使用禁止を試みたが、本省人は「奴隷化などしていない」、「我々の耳目を封ずるに等しい」と激しく反発した。さらに、日本語は台湾を近代化させ、高度の資本主義をもたらした言語だと抗弁した。

1947年10月25日の光復節を期して、国民政府は新聞雑誌での日本語使用禁止を命じたが、台湾人は「鎮圧的政策を恣にしてゐた当時の日本ですら、中日戦争勃発の翌年に〔漢語を〕禁止したのであった。それも教育方面のことで、文藝方面は何等の拘束も受けず至って自由であった。それが八年前のことで、日本統治半世紀に亘る最後の最も大きな政策であったのをみても、いかに、或る程度民意を尊重してゐたかがわかるのである。」（『新新』1946年6月）などと、かつての日本の統治にも増して民意を無視した措置だと、国民政府を批判していた。

こうして、本省人の脱植民地化は、外省人との間に文化摩擦を深めつつ日本語を核にした本省人アイデンティティを形成していった。台湾人の「国語」（日本語）修得は、日本人への同化を促したというより、むしろ「台湾人は初めて「国語」の経験をし、台湾のそれぞれのエスニックグループは初めて共通の言語を身につけた」のであり、「これは台湾人が共同意識を形成する

うえで大変役立った。しかし、植民地人民として差別を受ける共同の運命にあった。だから統治者が国語を無理に押し付けるほど、被統治者間の一体感を強めた」（「臺灣人第一次的「国語」経験」）と周婉窈は論じている。

評論家・詩人の王白淵は「以前日本の支配下において「皇民化」の三文字が台湾同胞を大変悩ませたが、光復後はまた「奴隷化」の三文字が絶えず我々を圧迫している」（「台湾新生報」1946年1月）と国民党支配を批判した。本省人は北京官話を国民党専制の象徴とみて、その習得を拒みつつ、「奴隷化」の象徴だと罵倒されたかつての「国語」（日本語）を軸にした本省人アイデンティティで外省人に対抗した。「省籍矛盾」は、2つの「国語」間での言語紛争も醸し出していた。

2・28事件

私は国立台湾師範大学を訪問し、許佩賢先生（台湾史研究所教授）にもお会いした。開口一番、許先生は「いい時に来られましたね」といいながら2・28事件のことに言及し、韓国の4・3事件と似ていますねとも話された。

東西冷戦下、建国をめぐるイデオロギー対立が激化した南朝鮮で起こった4・3事件（1948年）は、共産主義者の指導下に済州島民が起こした武装蜂起を国軍や右翼テロリストが鎮圧した惨事だった。このとき済州島民の5人に1人が殺害されたとされるが、台湾の2・28事件と同様、軍事独裁政権のもとで1980年代末まで公の場で真相を語ることは許されなかった。東アジアの海に浮かぶ台湾、済州島、そして沖縄は、東西冷戦の下で酷い犠牲を強いられてきた。

2・28事件は本省人が外省人に対するエスニックな敵対感情を暴発させ、国民党がこれを機に本省人の有能な人物を大虐殺した事件であ



許佩賢先生と筆者（台湾史研究所にて）

る。これは、1947年2月27日、ヤミ煙草を売っていた40歳の寡婦が取締員から無慈悲な暴行を受け、これに激昂した本省人たちの抗議行動に端を発する。翌2月28日、行政長官公署前のデモ隊に対して憲兵が機関銃掃射を加えたことから台北市内は騒乱状態に陥り、戒厳令が布告される。3月1日には全島各地で民衆が日本語の歌を歌いながらデモを行って官庁や警察署を襲い、外省人を無差別に殴打する深刻な事態に陥った。台湾人なら誰もが知っていた「君が代」も歌われたという。また、本省人が道行く人に閩南語や日本語で話しかけ、返事のできない外省人を見つけ出しては無差別に暴行を加えた。また、台北放送局を占拠し、「軍艦マーチ」を流したりしながら、日本語で全島民に決起を呼びかけるなど、2つの「国語」によって本省人と外省人が対峙する言語紛争の様相を呈した。

同3月1日、「二・二八事件処理委員会」が組織され、本省人は行政長官公署との協議で事態の収拾を図った。しかし、陳儀長官が密かに南京の中央政府（蒋介石）に派兵要請を打電し、鎮圧部隊が3月8日に基隆に上陸してからわずか一箇月余りの間に1万8千人から2万8千人もの「台湾人の最良の人材がほとんど抹殺」された（何義麟「国語」の転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化）。米式の軍装備で身を固めた国民党軍によるこの大量虐殺は、本省人エリートを標的に組織的に進められた。

私は、2・28事件を記念して催された「共生音楽節」に行ってみた。多くの市民団体がテントを並べ、事件を論じる講演に耳を傾ける人々の熱気が漂っていた。ホテルに戻ってテレビをつけると、追悼式典の会場で握手を求める馬英九総統（国民党）を、冷やかに無視する柯文哲台北市長の姿が映し出されていた。



顔杏如先生（国立台湾大学にて）

実は、柯文哲の祖父も事件の犠牲者だった。このため、市長選出馬に際し、父は息子が政治の犠牲になることを恐れ、出馬を断念するよう促したという。2・28追悼式典で挨拶に立った柯文哲が、涙を浮かべ、声を震わせながらそのことを話す場面をテレビは繰り返し流していた。

台湾大学にて

事前連絡もなしに顔杏如先生（台湾大学歴史学系助理教授）を訪ねたところ快く対応され、いかにも優れた若手研究者らしく私の質問に的確に答えてくださった。戒厳令下では台湾研究は困難だったが、その後多元的視野の研究が増えたこと、台湾大学では1989年から台湾志の講義が開設され、1990年代から文化史研究が盛んになったこと、最近では謝雪紅（台湾共産党）らを対象とした左翼研究が始まっていることなど、多彩な話題で私の台湾理解を促してくださいました。また、大学正門近くの台湾研究書籍専門店では、1冊ずつ手に取りながらその内容を丁寧

に解説して下さり、文献収集も捗った。台湾大学を訪れた折、「台湾大学校史館」にも立ち寄った。展示は台湾大学の前身台北帝国大学（1928年設立）の紹介から始まり、幣原坦など歴代の日本人校長も写真入りで紹介されていた。ところが、ソウル大学のホームページから「歴史」を開いてみて、校史から京城帝国大学（1924年設立）や京城大学（1945年改称）が一字一句完全に抹消されていることに気付いた。そこでは、日清戦争の際に日本が求めた甲午改革によって科挙が廃止されたあと、近代的学制のもとで設立された法官養成所（1895年）をソウル大学の淵源としている。そして、日本人教官のことなどには一切触れず、第1回卒業生でハーグ密使事件の立役者李備^{リチュン}「烈士」の顔写真が冒頭に掲載されている。かくして、ソウル大学の万世一系の民族神話が創り上げられているのだ。しかし実は、ソウル大学は米軍政庁が発布した法令102号（1946年8月22日）に基づいて設立され、京城大学（旧京城帝国大学）、京城法学専門学校（法官養成所の後身）など10校の教育機関を統廃合したものだった。台湾大学を見たあとだけに、韓国知性の最高峰を自負するソウル大学の歪んだ「校史」に、しばし暗然とさせられた。

（外国語学部教授）

辺野古に新基地はいらない！沖縄の民意

住田 一郎

昨年11月17日、私は前日で辺野古でのカヌー抗議活動を切り上げ、那覇国際通りのスターバックスで知事選挙の結果を待っていた。投票締め切りの午後8時をわずか数分過ぎた時点で、辺野古新基地建設反対を公約に掲げた翁長雄志氏の当選確実が報道された。結果は現職知事を約10万票差で破る圧勝であった。すでに1月19日、辺野古の地元名護市長選では「陸にも、海上にも米軍基地は作らせない」と明確に新基地建設反対を掲げる稲嶺進氏が再選されていた。知事選から1ヶ月後の12月15日の衆議院選挙では沖縄4選挙区すべてで新基地建設反対派が勝利した。この一連の選挙結果から、辺野古新基地建設反対が沖縄の民意であることは明白である。

にもかかわらず、選挙結果（沖縄の民意）など歯牙にもかけないという態度で、安倍首相と菅官房長官は「辺野古への基地移設は唯一の解決策だ」と決まり文句を繰り返し、工事は「粛々と進める」と公言し続けた。あろうことか選挙で選ばれた翁長知事の面会要請にも「会っても仕方がない」「会う必要がない」と5ヶ月間も拒否し続けた。現政権が民主主義を尊重する意識のかけらも持たないことが明らかだ。

こうした政府の姿勢を受け、新基地反対の抗議を続けている市民に対する弾圧がより強化されている。キャンプ・シュワブ新ゲート前では、多くの高齢者を含めた市民が毎日抗議行動を行っている。知事選以降、機動隊による規制は、さらに過激さを増してきている。海上での小型船舶やカヌーチームによる抗議活動に対する海

上保安官の規制もより暴力的になってきた。ゲート前での抗議活動はすでに300日を超えた。1月中旬からは泊まり込み24時間監視体制が続けられている。連日午前6時から基地内への工事関係者・資材搬入・海上保安官等の車の入場を阻止するためゲート前でピケが張られている。特に、海上で凄まじい「拘束」を繰り返す海上保安庁の車両をなんとか阻止しようとする行動は、緊迫したものとなり、その都度、機動隊は市民らを強制排除している。機動隊の過剰な対応で路上に倒され、救急車で病院に運ばれる事態も、一度や二度ではない。それでも辺野古新基地建設阻止の行動は粘り強く続けられている。先日（5月7日深夜）、資材が運び込まれるとの情報を受け、搬入を阻止しようと、深夜にもかかわらず沖縄各地から集まった市民は200名を超えた。

海上では、辺野古浜や大浦湾で日曜日を除く連日、数隻の小型船舶と10数隻のカヌーチームによって抗議行動が行われている。これを抑えこむため、沖縄防衛局は県が許可した調査地域ではないにもかかわらず、「臨時制限区域」として、大浦湾の大半をフロート（直径80cm近い数珠つなぎの浮き具やオイルフェンス）によって囲い、一方的に立入りを規制している。フロート設置のために沈められた、コンクリート製のトンブロック（2t～45t）によって多くのサンゴが破壊された。3月翁長知事は岩礁破碎許可区域外でのサンゴ礁破壊の可能性が高いとして、許可条件に基づき、すべての作業を停止するよう指示した。しかし防衛局は「行政不服審査法」に基づき、水産資源保護を担当する農水省へ不服審査請求書を提出、農水省はこの申し立てを認め、作業は継続された。「行政不服審査法」は本来「国民」が巨大な「公権力」に向き合うための法である。それを同じ「公権力」である防衛局と農水省でやり取りするという茶番であった。まさに日本の政治の墮落というべきものだ。菅官房長官は会見で、「この期に及んで



大浦湾のフロートとクレーン台船



セルラー球場 県民集会

はなはだ遺憾だ。法律に基づいて粛々と進める」と、沖縄の痛みを踏みにじり、愚弄する言葉を繰り返した。

沖縄防衛局が2月に実施した調査では、94群体のサンゴの破壊が見つかり、うち9割超の89群体は県が岩礁破碎を許可した区域の外だったことが分かっている。それを沖縄防衛局は「サンゴに影響はない」と言い切った。

島ぐるみの闘いによって、昨年11月中に終了するはずだったボーリング調査は大幅に遅れている。6月半ばにはボーリング調査を終えたい防衛省は、工事を遅らせるあらゆる阻止行動を厳しく規制せよとの安倍首相の意向を受けて、海上保安官を叱咤激励している。その具体的な結果が、抗議行動に参加していた小型船舶「不屈」やゴムボート「ポセイドン」への、海上保安官のゴムボート（強力な二機のエンジンを搭載した8人乗り）による追突であった。さらに、4月28日には、小型船舶「ラブ子」号に、海上保安官が乗り移って船を傾け、さらに海に飛び込んだ海上保安官たちによって転覆させられた。

「ラブ子」号は、以前にも、強引に乗り移った海保によって、転覆寸前の危険な目に遭っている。にもかかわらず、今回その時と同一の海上保安官によって転覆させられたのである。乗員の一人は海に投げ出された際、多量の海水を飲み病院に緊急搬送された。

異常なほどの海上保安官やゲート前での機動隊員の過剰警備は、日増しに広がる非暴力抵抗行動への危機感の表れであろう。粘り強く続けられる沖縄県民や本土から駆けつけた人々による「市民的不服従」の行動は大きなうねりとなって、次々に広がっている。抗議に参加する人々を乗せて、辺野古へ向かうバスが連日、那覇県庁前から、また隔週で宜野湾市、読谷村、うるま市、北谷町・沖縄市、名護市から、「島ぐるみ会議」によって運行されている。4月に呼びかけ

が始まった「辺野古基金」にはすでに約25000件、金額にして約3億円（5月27日現在）が届けられている（理事には宮崎駿、鳥越俊太郎、佐藤優氏等が就任）。その70%近くが本土からの基金だと、事務局から人々への敬意をこめて報告されている。圧巻は5月17日沖縄セルラー球場で開催された「戦後70年 止めよう 辺野古新基地建設！ 沖縄県民集会」に結集した35000名を越える人々の怒涛のような「新基地建設NO」「屈しない」の声である（鳩山前首相も出席）。

安倍政権は、憲法に保障された「国民主権」「民主主義」を持つ日本国民の中には沖縄県民を含めず、踏み台にして何ら痛みを感じないようである。戦後70年間、米軍基地を置き続け、その74%を現在もなお沖縄に集中させている事実に対して、為政者としての責任を担うことすら拒否している。

政権のがむしゃらな「基地建設続行」に反対の意思を示すため、連日数多くの人々がゲート前で抗議を続けている。（先日は姜尚中氏も参加）。また、海外の報道人（アメリカ・カナダ・フランス・韓国等々）も、辺野古における反対闘争の状況を本国に発信している。

ゲート前での抗議行動当初から先頭に立っているリーダーの山城博治さんが4月下旬に闘病生活に入るため戦列を外れられた。初めておずおずとゲート前に来た人々がどれだけ彼に励まされたことか。息の長い持続的な闘いの構想（楽しく闘う）を沖縄各地での豊富な闘争経験から山城さんは身に着けていた。彼は、身体を張っての阻止行動やデモ・シュプレヒコールだけではなく、三線演奏やカチャーシーを踊り、民衆を鼓舞してきた歌に辺野古の闘いの状況を組み込んだ替え歌を作り、参加者にも奨めた。今ゲート前で数多くの替え歌が歌われている。

現在、山城さんのスタイルを継続しながら女性団体や平和団体から交代で進行係を出し「この闘いは必ず勝てる」との確信に支えられた抵抗の運動がしっかりと続けられている。



5月2日ゲート前

（委嘱研究員）

新研究員紹介



狭間 香代子

このたび、新しく人権問題研究室研究員として障害者問題研究班に加わることになりました。人間健康学部では、ソーシャルワークを中心とした科目を担当しています。専門とする研究領域はソーシャルワーク実践論で、ソーシャルワーク実践の基盤にある多様な実践アプローチやモデルの比較研究をしています。特に関心のあるアプローチは、ストレングスアプローチやモデルで、その思想的背景も含めて、今日のソーシャルワーク実践論における重要性を検証しています。

わが国の障害者福祉分野は、2003年の支援費制度の導入以降、何度かの制度改正を経て、今日に至っています。ソーシャルワークとの関連から捉えると、相談支援事業が制度化されたこ

とがあげられます。2005年の障害者自立支援法では、介護給付を受ける障害者に対してサービス利用計画の作成を担うケアマネジメント事業が制度化されました。その後、2010年には「相談支援の充実」として、市町村における基幹相談支援センターや自立支援協議会などの設置が法律に組み込まれています。

現在取り組んでいる研究の一つが地域社会での障害者のワンストップ相談窓口である「基幹相談支援センター」の役割です。1昨年に質的調査を実施し、その結果をまとめています。調査結果については近々、論文として発表しますが、地域社会での総合的な相談窓口としての多様な役割を担うためのジェネラリスト性の重要性を指摘しています。

今後は人権問題研究室の一員として研鑽させていただくとともに、少しでも貢献できればと思います。

(人間健康学部教授)



松井 修視

この4月より人権問題研究室の部落問題研究班のメンバーにお加えいただくことになりました。本学社会学部に着任して、10年目となります。それまでは、九州・長崎の県立長崎シーボルト大学（現在の長崎県立大学）に勤務していました。社会学部では、「専門演習」や「卒業研究」のほか、「情報の法と倫理」「メディアの法と倫理」などの科目を担当しています。大学院での担当科目は「情報メディア法研究」です。専門は、情報法ですが、もともと専門は憲法・行政法で、わが国の放送制度や情報公開に関心をもったのがスタートです。

専門の情報法がどのようなものであるか、これを説明することは結構難しいですが、これまで、情報とメディアに関する法を広く研究の対象とし、具体的には、表現の自由の歴史や理論、メディアの報道・取材の自由、情報公開、ブラ

イバシー・個人情報の保護、名誉毀損、著作権、性表現の自由、放送の自由、インターネットの自由などの問題について、アメリカ・フランス・ドイツの動きなどを見ながら、比較法的な観点から研究を行ってきました。

関西大学に来てからは、インターネット上の人権侵害、特にネット上の差別表現の問題について考える機会にめぐまれ、最近では、部落地名総鑑のネット版の問題など、ネット上の部落差別の問題に強い関心をもっています。ネット上の古地図参照サービスが問題となったケースや、「鳥取ループ」による同和地区マップの掲載など、その他、市職員の部落解放同盟員をホームページ上で実名で誹謗中傷し差別を煽った事件、ホームページで被差別部落の地名、地図、写真などを公開し、名誉毀損で逮捕された事件など、いずれも部落差別を助長する差別表現が、今日、ネット上多く流れています。

研究班では、皆さんとの研究活動を通じて、こういった問題を議論し、研究を進めていければと思っています。どうぞよろしく願います。
(社会学部教授)

書評

『未来を切り拓く市民性教育』書評

(若槻健著、関西大学出版会)

評者：松波 めぐみ



近年、日本でも注目が高まりつつある市民性教育は、いかなる背景のもとで広まり、理論づけられてきたのか。目的や方法論をめぐるいかなる論争点があるのか。また、これまで日本国内でどのような実践が行われてきており、そこから何が学べるのか。本書はコンパクトではあるが、それらの問いにわかりやすく答えてくれる。

市民性教育として行われているものの中には、道徳教育に非常に近いもの、人間関係のスキルを重視するもの等、かなりの幅がある。だが本書のスタンスは明快だ。著者は、市民性教育は人権教育に基盤を置くべきであるとし、その目的を「身近な人間関係を出発点にして、社会をよりよく変えていく過程に参画する市民の育成をめざす」ことに定めている。なお、ここでいう「よりよく」には、多様な人々の声、とくにマイノリティの立場にある人の声に耳を傾け、公共的な議論に付し、より多様な生き方が保障される社会にしていくという含意がある。

著者が「人権教育に基盤を置いた市民性教育」の具体例として参照するのは、大阪で同和教育に取り組んできた歴史をもつ萱野小学校の実践である。その特徴は「あたためあう関係」であり、「自己を認め、他者を認め、物事を肯定的にみる習慣を育む」ことだという。なぜこれが「市民性教育」の重要な要素といえるのだろうか。

萱野小学校では基礎学力保障、人間関係づくり、人権総合学習という三つの領域を包括して全体的に人権教育が行われている。その三領域全体に関わって、思いや考えを伝えあう「あたためあう関係」作りが重要視されてきた。たとえば地域の人の話を聞いて地域の「よさ」を見つけて言葉にしていく学習において、クラスメイトとの言葉のやりとりで褒められたり、自分

と異なる考えに触れたりする。そうした中で自己肯定感を育み、地域住民との間にもあたためあう関係が築かれていく。「あたためあう」というと「情」的なものを連想しがちだが、実際には、自分とは異なる視点や考え方を提示してくれるという「知的な側面をもつ」という本書の指摘は、目からうろこであった。同小は、「人権が保障される社会づくりのために自分の力を信じ行動する子ども」を育成する基盤に「あたためあう関係」があると考えている。

本書の構成を述べておこう。市民性教育が出てきた背景他（第1章）、市民性教育をめぐる言説の多様性とその整理（第2章）、国内における市民性教育の代表的な実践例（第3章）、さらに市民性教育の有力な学習方法であるサービス・ラーニングについて（第4章）。ここまで読み進めれば、市民性教育と呼ばれるものの実践の幅や論点がわかり、頭の中に見取り図ができてくる。続いて、「人権教育に基盤を置いた市民性教育」の実践例として先述の萱野小の実践例と分析が述べられる（第5章）。筆者自身が直接関わりをもっていただけに、説得力ある記述となっている。続く第6章では「人権教育に基盤を置いた市民性教育」の概念化を試み、第3章で紹介した実践（人権教育に基盤を置かない市民性教育）との相違点も示し、人権教育に基盤を置く理由、および人権教育全般への示唆が整理されている。第7章、8章は市民性教育を学習論に位置づけて論じている。全体を通して、人権教育を基盤とした市民性教育の特徴と意義をわかりやすく伝えようとする意図が明確に感じられる。これまでの人権教育のあり方に疑問をもっていた人を含め、本書が広く学校教員や市民にも読まれてほしいと願う。

私事になるが、評者はこれまで障害者問題に関わる既存の「人権教育」の実践の多くが、思いやりを強調する道徳教育的なものや、軽い「参加・体験」ととどまりがちであって、マイノリティを排除する社会的障壁やその背後にある社会構造を学ぶことに無関心であることに危惧を抱いてきた。いわば「社会の矛盾や不正義を情的にだけでなく知的に理解する」（本書）ためのヒントを求めていたのである。

評者の関心は大人の学習にあるが、それでも本書を読みながら、まさにこれこそが障害者問題を学ぶ人権教育[に基盤を置いた市民性教育]に不可欠の要素ではないか——という思いを何度も抱いた。たとえば、「今ある社会構造自体の正統性に批判的なまなざしを投げかけ」ることの重要性。「これまで届いていなかった少数派の声をもとにコミュニティのニーズを編みなおす」（79頁）ための実践はいかにありうるのか。また、「より公正な社会をつくっていくための認識の共有」（同）というフレーズは、評者がこの5年ほど関わってきた、障害者差別解消のための地方条例づくりの運動での経験を思い起こさせた。そこに参画した個々人にとって、運動のプロセス自体が市民性教育だったのではないか。

詳述する余裕はないが、「社会をよりよく変えていく過程に参画する市民」の育成は、学校教育以外のところでも起こっているという実感である。

本書が提示した実践の枠組みや考え方は、現実の課題（たとえば在日外国人等へのヘイトスピーチ＝差別扇動をめぐる問題）の解決を考えていくうえでも、普遍的な市民性学習のあり方を示唆してくれているように思う。

本書の読後、さらに知りたいと思ったのは、学校段階で育んだ「市民性」の資質がその後どのように継承・発展されていくのか、あるいは難しいのかという点だ。むろんこれは著者に期待するというより、高等教育、生涯学習、市民活動等に携わる実践者や研究者の仕事であろう。本書はそうした人たちにも有効な示唆を与えている。

評者もそうであったが、本書は、すでに現場で試行錯誤を重ねている人に、実践を普遍化するための「ことば」を与え、励ますような性質をもっていると言えるだろう。

（委嘱研究員）

2015年度 人権問題研究室 公開講座

回	開催日	テーマ	講師	会場
81	5月29日(金)	部落問題解決に向けた被差別部落民の当事者責任	住田 一郎 (委嘱研究員)	尚文館1階 マルチメディア AV大教室 午後1時～ 午後2時30分
82	6月26日(金)	新疆ウイグル自治区における観光産業発展の動態	山田 勅之 (委嘱研究員)	
83	10月23日(金)	基幹相談支援センターの役割 -障害のある人の地域生活を支える-	狭間 香代子 (人間健康学部教授)	
84	11月27日(金)	国境を越える女性の移動から見るグローバル化(仮題)	酒井 千絵 (社会学部准教授)	

2015年度 人権問題研究室 合同研究会

開催日	テーマ	講師	会場
10月31日(土)	(講演とシンポジウム) 親密な関係における暴力をなくすために -男性・若者に非暴力の輪を広げる-	原 健一 (滋賀県DV総合対策センター所長) 茂木 美知子 (NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズ ネットこうべ理事、WACCA担当スタッフ) 山口 季音 (至誠館大学ライフデザイン学部講師)	第1学舎 A301教室

2015年度 人権問題研究室改組30周年記念シンポジウム

開催日	テーマ	講師	会場
11月14日(土)	大学における人権問題研究と人権教育 -大学附置研究機関としての役割と課題について考える-	石元 清英 (人権問題研究室室長) 奥田 均 (近畿大学人権問題研究所) 古久保 さくら (大阪市立大学人権問題研究センター長)	第3学舎 A201教室

編集後記

2名の新研究員を迎えてスタートした2015年度、1号目となる今号の室報にも様々な論考が寄せられた。

ジェンダー班からは、多賀太氏が、男性から女性への暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む啓発運動、「ホワイトリボンキャンペーン」について、先進事例であるオーストラリアの現状を報告している。加害者の側に立つことが多い男性を、いかに主体的に暴力反対の運動へ巻き込むか？ この問いについては、10月31日(土)の公開研究学習会「親密な関係における暴力をなくすために」で、日本での取り組みの可能性をさぐる予定である。多くの方に是非ご参加いただきたい。障害者問題班の加戸陽子氏からは、姜博久氏による5月の研究学習会での報告から、現行の障害者への就労支援が抱える課題を提示している。2016年4月に施行される改正障害者雇用促進法は、障害当事者の個別ニーズに対して事業主が「合理的配慮」を提供する義務を定めており、当事者や関係者からの問題提起に耳を傾ける必要性を改めて感じた。

部落問題班の住田一郎氏には、辺野古への基地移設に反対する沖縄の抗議行動を、現場での様子

をまじえて伝えていただいた。人種・民族問題班の熊谷明泰氏は、台湾史研究者へのインタビューなどを通して、脱植民地化を経た台湾での日本統治に対する評価の変遷を報告している。いずれも、敗戦後70年を経た日本が、米軍に依存する安全保障政策と近隣諸国との関係をいかに再構築していくのかについて、重い問いを私たちに投げかけている。

また書評では、松波めぐみ氏が、若槻健氏の著書『未来を切り拓く市民性教育』を取り上げ、「人権教育に基盤をおいた市民性教育」の実践を、学校にとどまらない普遍的な市民と社会変革に響き合う問題として論じている。異なるフィールドを通定する問題意識を共有するために、今年度も様々な現場を知る研究員からの報告と交流を期待したい。(酒井千絵)

関西大学人権問題研究室室報 第55号
2015年9月1日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>